

業務及び財産の状況に関する説明書

【令和5年(2023年)12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

(公衆の縦覧に供した日付：令和6年(2024年)5月1日)

Plus500JP 証券株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

Plus500JP 証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

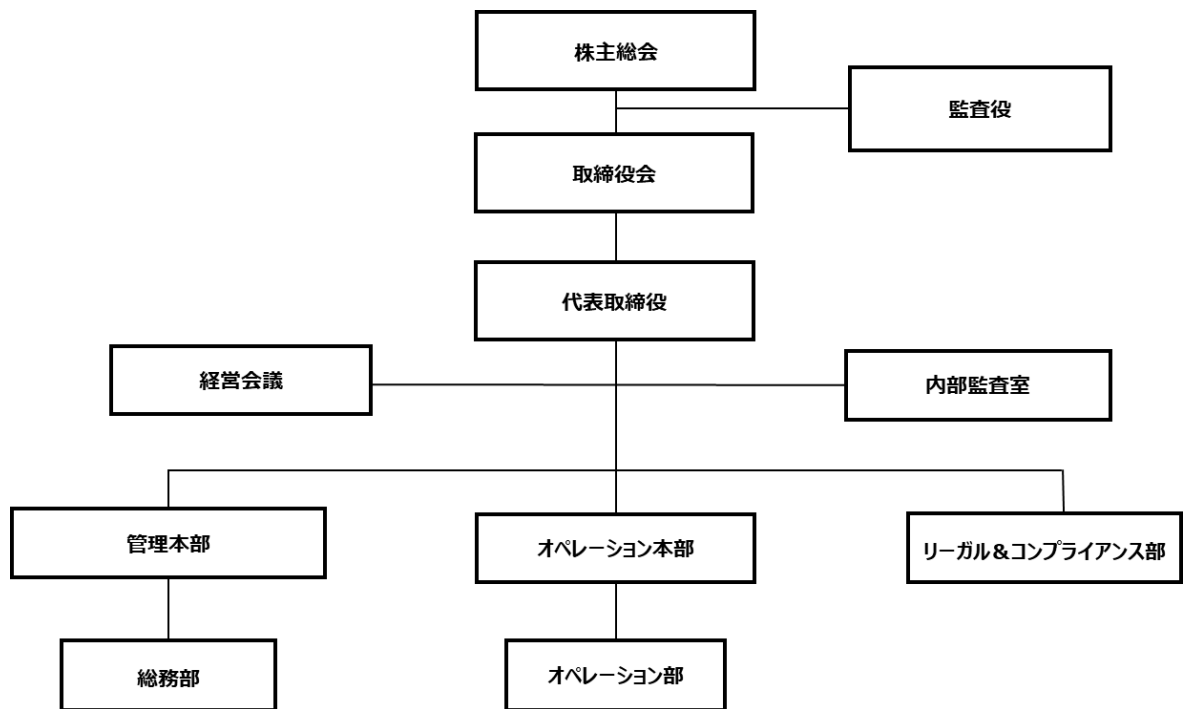
平成19年（2007年）9月30日（関東財務局長（金商）第156号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成 17 年 3 月	プライベートエクイティ証券株式会社として設立
平成 18 年 7 月	証券取引法に基づく証券業登録（平成 18 年（2006 年）7 月 5 日）
平成 18 年 10 月	証券業務営業開始
平成 23 年 6 月	王子証券株式会社に商号変更
平成 25 年 2 月	GKFX 証券株式会社に商号変更
平成 25 年 3 月	取引システム、メタトレーダー4（MT4）を使用した外国為替証拠金取引（FX）を提供開始
平成 26 年 1 月	同取引システムにて株価指数・株価指数先物 CFD を提供開始
平成 27 年 7 月	EZ インベスト証券株式会社に商号変更
令和 4 年 10 月	Plus500JP 証券株式会社に商号変更
令和 5 年 9 月	Plus500 の FX 取引システムを導入、サービス提供開始

(2) 経営の組織（令和5年（2023年）12月末時点）



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	議決権の数の割合
1. Plus500 Ltd.	368,176 株	100.00%
2. Plus500JP 証券株式会社（自己株式）	19 株	0.00%
計 2 名	368,195 株	100.00%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	大森 恒郎	有	常勤
取締役	デビッド・ズルヤ	無	非常勤
取締役	エラド・イーブン・チェン	無	非常勤
監査役	ゴー・チョ・トン	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏名	役職名
牟田口 春彦	リーガル&コンプライアンス部長 (内部管理統括責任者)

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号口に規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）を含む。）の氏名

氏名	役職名
該当ありません	

7. 業務の種別

第一種金融商品取引業（店頭デリバティブ取引）及び付随業務

1. 法第28条第 1 項第 1 号に掲げる行為に関する業務
2. 法第28条第 1 項第 2 号に掲げる行為に関する業務

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所在地
本店	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号汐留シティセンター

9. 他に行っている事業の種類

該当ありません

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

- (1) 苦情等の受付

弊社に対するご意見や苦情等については、以下にて受け付けております。

【窓口】：オペレーション部

【受付方法】：電話（0120-989-650）、電子メール（support.jp@plus500.co.jp）

【受付時間】：平日 9時00分～17時00分

お客様からの要望及び苦情の対応、当社のサービスをご利用いただく上での相談については、電話及び電子メールによりお受けしています。オペレーション部では、内容を確認のうえ、適宜リーガル&コンプライアンス部と協議し、法令、規則等に則り迅速かつ適切に処理いたします。

(2) 苦情処理、紛争解決

当社の金商法上の業務に関する苦情等については、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」との間で特定第一種金融商品取引業に係る手続き実施基本契約を締結する措置を講じることにより、苦情及び紛争の解決を図ります。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ありません

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

Plus500 グループは日本を世界最大の FX 市場と見ており、2022 年 3 月に当社が Plus500 グループの一員となって以来、日本における当社独自のシステム導入準備を進めてまいりました。当期においてはまずは FX 分野に重点を置くこととし、2023 年 9 月に Plus500 の新トレーディングプラットフォーム（Plus500webTrader）を日本で導入し、それに伴い MT4 での FX 取引サービスは 12 月で終了いたしました。当面は、既存のお客様が株価指数 CFD 取引で利用する MT4 と、FX 取引で利用する Plus500WebTrader の 2 つの取引プラットフォームの併用を継続いたします。来期以降も Plus500WebTrader で CFD 取引を提供し、顧客利便性を高めるよう取り組んでまいります。併せて新商品の導入や新規のお客様への新たなアプローチに注力いたします。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

（単位：百万円、株）

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
資本金	434	95	95
発行済株式総数	344,193	368,195	368,195
営業収益	69	29	298
（トレーディング損益）	67	29	298
（その他）	2	0	0
純営業収益	69	29	298
経常損益	△41	△150	0
当期純損益	△41	△151	△1

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

該当ありません

① -2 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。）

該当ありません

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

該当ありません

- ②-2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）

該当ありません

- ②-3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

該当ありません

- (3) その他業務の状況

該当ありません

- (4) 自己資本規制比率の状況

（単位：％、百万円）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
自己資本規制比率（A／B×100）	207.4	1246.4	260.3
固定化されていない自己資本（A）	105	590	616
リスク相当額（B）	50	47	236
市場リスク相当額	—	—	—
取引先リスク相当額	20	8	162
基礎的リスク相当額	30	38	73
暗号等資産等による控除額	—	—	—

- (5) 使用人の総数及び外務員の総数

（単位：名）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
使用人	6	8	9
（うち外務員）	(6)	(7)	(7)

- (6) 役員の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。）

該当ありません

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

	2022年12月31日現在	2023年12月31日現在
科目	金額	金額
流動資産		
現金及び預金	532,404	301,479
デリバティブ取引資産	28,957	7,375
顧客分別金信託	30,248	24,248
その他の預託金	113,787	107,784
短期差入保証金	57,800	10,921
前払費用	4,006	3,975
親会社未収入金	-	318,809
未収入金	1,844	-
流動資産計	769,048	774,596
固定資産		
有形固定資産	46,219	30,466
投資等	38,792	33,579
長期差入保証金	38,792	33,579
固定資産計	85,011	64,045
資産合計	854,060	838,642

負債・純資産の部

(単位：千円)

	2022年12月31日現在	2023年12月31日現在
科目	金額	金額
流動負債		
短期受入保証金	145,942	118,119
デリバティブ取引負債	289	126
その他の預り金	6,319	11,309
短期借入金	59,366	-
未払金	1,300	10,809
未払費用	14,377	11,108
未払法人税等	950	950
流動負債計	228,545	152,422
負債合計	228,545	152,422

純資産の部		
資本金	95,000	95,000
資本剰余金	927,950	989,915
利益剰余金	△397,436	△398,695
資本合計	625,514	686,219
負債・資本合計	854,060	838,642

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
	金額	金額
営業収益	—	—
トレーディング [〃] 損益	29,584	298,444
営業収益計	29,584	298,444
純営業収益	29,584	298,444
販売費・一般管理費	184,983	298,472
営業損益	△155,398	△28
営業外収益	6,018	13
営業外費用	686	294
経常損益	△150,066	△309
税引前当期純損益	△150,066	△309
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損益	△151,016	△1,259

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

自 2022年1月1日 至 2022年12月31日

	資本金	その他資本準備金	資本剰余金	その他資本剰余金	繰越利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	434,638	3,040	267,870	0	-650,618	54,930	54,930
当期変動額							
新株の発行	63,040	0	63,040	0	0	126,080	126,080
株式の引受	1,520	-3,040	1,520	0	0	0	0
減資	-404,198	0	0	0	404,198	0	0
自己株式処分	0	0	0	595,520	0	595,520	595,520
当期純利益	0	0	0	0	-151,016	-151,016	-151,016
当期変動額合計	-339,638	-3,040	64,560	595,520	253,182	570,583	570,583
当期末残高	95,000	0	332,430	595,520	-397,436	625,514	625,514

自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

	資本金	その他資本準備金	資本剰余金	その他資本剰余金	繰越利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	95,000	0	332,430	595,520	-397,436	625,514	625,514
当期変動額							
自己株式処分	0	0	0	61,964	0	61,964	61,964
当期純利益	0	0	0	0	-1,259	-1,259	-1,259
当期変動額合計	0	0	0	61,964	-1,259	60,704	60,704
当期末残高	95,000	0	332,430	657,484	-398,695	686,219	686,219

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

以下は当事業年度（2023年度）に関するもののみを記載。前期に関しては別紙参照。

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」の規定の他、「金融商品取引業等に関する内閣府令」、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」に準拠して作成しております。

(1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引等 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

主な耐用年数は以下の通りです。

建物付属設備 3年

工具器具備品 3年

(3) 資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務に関して資産除去債務を計上しております。当該債務の算定にあたっては、資産除去債務計上に代えて、賃貸借契約に基づき預託された敷金から回収が見込まれないと認められる金額を見積り、そのうち当期の負担に属する部分を費用計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更等

従来、当社は工具器具備品については定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。また当事業年度より、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しております。この変更は、減価償却方法の変更を契機に、使用年数等を総合的に検討し、使用実態に応じた耐用年数に見直したものであります。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：千円)

	2022年12月31日	2023年12月31日
Plus500 Ltd.	59,366	0
合計	59,366	0

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

該当ありません

4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

① 株券

該当ありません

② 債券

該当ありません

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当ありません

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は会社法上の大会社には該当しないため、会社法上の会計監査は受けておりません。なお、2022年12月期及び2023年12月期の財務諸表について、公認会計士鄭武壽及び公認会計士田中雅勝（霞ヶ関国際会計事務所）による任意監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

組織体制について

代表取締役は、会社を代表し重要事項の決済・実行を行うと共に法令、定款、株主総会、取締役会の決定に従い会社業務を統括しております。

取締役は、取締役会で定められた業務並びに、会社の業務全般について代表取締役を補佐し、その委任する担当職務を行っております。

監査役は、監査役監査として会社の会計・業務監査を実施し、取締役会に出席し意見並びに業務執行の提言を行います。

内部監査室は、代表取締役社長に直属し、監査役と連携を保ちながら、内部監査に関する業務を所管しております。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

	2022年12月31日 現在	2023年12月31日 現在
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	24	13
期末日現在の顧客分別金信託額	30	24
期末日現在の顧客分別金必要額	24	13

② 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

該当ありません

ロ 受入保証金代用有価証券

該当ありません

ハ 管理の状況

該当ありません

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当ありません

④ 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

該当ありません

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当ありません

② 有価証券等の区分管理の状況

イ. 有価証券等の種類ごとの数量等

該当ありません

ロ. 管理の状況

該当ありません

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）の状況

① 同条第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

ア 2022 年 12 月 31 日現在

（単位：百万円）

	管理の方法	前期末残高	当期末残高	内訳
金 銭	金銭信託	256	111	ファースト信託株式会社
有価証券等	該当無し	—	—	—

イ 2023 年 12 月 31 日現在

（単位：百万円）

	管理の方法	前期末残高	当期末残高	内訳
金 銭	金銭信託	111	105	ファースト信託株式会社
有価証券等	該当無し	—	—	—

② 同条第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

該当ありません

(3-2) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する権利を除く。）に限る。）の区分管理の状況

該当ありません

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当ありません

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当ありません

以 上